

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月10日

【計算期間】 第9期中 自 2021年5月13日 至 2021年11月12日

【ファンド名】 E X E - i 先進国債券ファンド

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03 - 6229-0170

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年11月30日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|---------------|-------------|
| 投資信託受益証券 | アメリカ | 1,489,222,731 | 98.63 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 20,680,668 | 1.37 |
| 合計(純資産総額) | | 1,509,903,399 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

2021年11月30日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 年月日 | 純資産総額 (円) | | 1万口当たり純資産額 (円) | |
|-----------------------|---------------|---------------|-------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1計算期間末 (2014年 5月12日) | 394,978,615 | 394,978,615 | 10,287 | 10,287 |
| 第2計算期間末 (2015年 5月12日) | 902,330,491 | 902,330,491 | 11,690 | 11,690 |
| 第3計算期間末 (2016年 5月12日) | 1,302,117,470 | 1,302,117,470 | 11,082 | 11,082 |
| 第4計算期間末 (2017年 5月12日) | 1,373,760,747 | 1,373,760,747 | 11,328 | 11,328 |
| 第5計算期間末 (2018年 5月14日) | 1,455,634,152 | 1,455,634,152 | 11,188 | 11,188 |
| 第6計算期間末 (2019年 5月13日) | 1,506,855,159 | 1,506,855,159 | 11,470 | 11,470 |
| 第7計算期間末 (2020年 5月12日) | 1,373,681,564 | 1,373,681,564 | 11,871 | 11,871 |
| 第8計算期間末 (2021年 5月12日) | 1,343,642,160 | 1,343,642,160 | 12,375 | 12,375 |
| 2020年11月末日 | 1,385,159,564 | | 12,128 | |
| 12月末日 | 1,375,025,703 | | 12,177 | |
| 2021年 1月末日 | 1,349,137,514 | | 12,182 | |
| 2月末日 | 1,312,248,231 | | 12,078 | |
| 3月末日 | 1,340,467,506 | | 12,437 | |
| 4月末日 | 1,348,404,091 | | 12,393 | |
| 5月末日 | 1,361,248,864 | | 12,523 | |
| 6月末日 | 1,378,007,621 | | 12,566 | |
| 7月末日 | 1,408,526,970 | | 12,608 | |
| 8月末日 | 1,448,007,859 | | 12,625 | |
| 9月末日 | 1,464,732,945 | | 12,595 | |
| 10月末日 | 1,502,821,372 | | 12,823 | |
| 11月末日 | 1,509,903,399 | | 12,745 | |

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

| 期 間 | 計算期間 | 1万口当たりの分配金(円) |
|--------|-------------------------|---------------|
| 第1計算期間 | 2013年 5月13日～2014年 5月12日 | 0 |
| 第2計算期間 | 2014年 5月13日～2015年 5月12日 | 0 |
| 第3計算期間 | 2015年 5月13日～2016年 5月12日 | 0 |
| 第4計算期間 | 2016年 5月13日～2017年 5月12日 | 0 |
| 第5計算期間 | 2017年 5月13日～2018年 5月14日 | 0 |
| 第6計算期間 | 2018年 5月15日～2019年 5月13日 | 0 |
| 第7計算期間 | 2019年 5月14日～2020年 5月12日 | 0 |
| 第8計算期間 | 2020年 5月13日～2021年 5月12日 | 0 |

【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率(%) |
|------------|-------------------------|--------|
| 第1計算期間 | 2013年 5月13日～2014年 5月12日 | 2.87 |
| 第2計算期間 | 2014年 5月13日～2015年 5月12日 | 13.64 |
| 第3計算期間 | 2015年 5月13日～2016年 5月12日 | 5.20 |
| 第4計算期間 | 2016年 5月13日～2017年 5月12日 | 2.22 |
| 第5計算期間 | 2017年 5月13日～2018年 5月14日 | 1.24 |
| 第6計算期間 | 2018年 5月15日～2019年 5月13日 | 2.52 |
| 第7計算期間 | 2019年 5月14日～2020年 5月12日 | 3.50 |
| 第8計算期間 | 2020年 5月13日～2021年 5月12日 | 4.25 |
| 第9計算期(中間期) | 2021年 5月13日～2021年11月12日 | 3.65 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額を10,000円として計算しております。

2【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定数量 (口) | 解約数量 (口) | 発行済み数量 (口) |
|------------|-------------------------|-------------|-------------|---------------|
| 第1計算期間 | 2013年 5月13日～2014年 5月12日 | 648,610,147 | 264,656,871 | 383,953,276 |
| 第2計算期間 | 2014年 5月13日～2015年 5月12日 | 741,263,661 | 353,326,724 | 771,890,213 |
| 第3計算期間 | 2015年 5月13日～2016年 5月12日 | 750,664,723 | 347,587,395 | 1,174,967,541 |
| 第4計算期間 | 2016年 5月13日～2017年 5月12日 | 415,352,603 | 377,569,661 | 1,212,750,483 |
| 第5計算期間 | 2017年 5月13日～2018年 5月14日 | 430,365,392 | 341,999,208 | 1,301,116,667 |
| 第6計算期間 | 2018年 5月15日～2019年 5月13日 | 341,150,862 | 328,552,719 | 1,313,714,810 |
| 第7計算期間 | 2019年 5月14日～2020年 5月12日 | 286,023,988 | 442,517,842 | 1,157,220,956 |
| 第8計算期間 | 2020年 5月13日～2021年 5月12日 | 238,473,694 | 309,911,510 | 1,085,783,140 |
| 第9計算期間(中間) | 2021年 5月13日～2021年11月12日 | 193,008,777 | 110,706,084 | 1,168,085,833 |

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(2021年5月13日から2021年11月12日まで)の中間財務諸表について、監査法人ナカチによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【EXE-i 先進国債券ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

| | 第8期 2021年 5月12日現在 | 第9期中間計算期間 2021年11月12日現在 |
|-----------------|----------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 3,369,010 | 4,238,208 |
| コール・ローン | 13,431,942 | 20,915,188 |
| 投資信託受益証券 | 1,331,629,272 | 1,477,532,658 |
| 流動資産合計 | 1,348,430,224 | 1,502,686,054 |
| 資産合計 | 1,348,430,224 | 1,502,686,054 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | - | 2,146,123 |
| 未払解約金 | 2,985,577 | 337,215 |
| 未払受託者報酬 | 220,760 | 236,240 |
| 未払委託者報酬 | 1,471,691 | 1,574,880 |
| 未払利息 | 36 | 57 |
| その他未払費用 | 110,000 | 110,000 |
| 流動負債合計 | 4,788,064 | 4,404,515 |
| 負債合計 | 4,788,064 | 4,404,515 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,085,783,140 | 1,168,085,833 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 257,859,020 | 330,195,706 |
| 元本等合計 | 1,343,642,160 | 1,498,281,539 |
| 純資産合計 | 1,343,642,160 | 1,498,281,539 |
| 負債純資産合計 | 1,348,430,224 | 1,502,686,054 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第8期中間計算期間 自 2020年 5月13日 至 2020年11月12日 | 第9期中間計算期間 自 2021年 5月13日 至 2021年11月12日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 8,731,128 | 8,178,807 |
| 受取利息 | 39 | 37 |
| 有価証券売買等損益 | 51,137,355 | 25,481,594 |
| 為替差損益 | 26,267,690 | 70,326,393 |
| 営業収益合計 | 33,600,832 | 53,023,643 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 8,585 | 8,906 |
| 受託者報酬 | 232,545 | 236,240 |
| 委託者報酬 | 1,550,196 | 1,574,880 |
| その他費用 | 239,353 | 210,482 |
| 営業費用合計 | 2,030,679 | 2,030,508 |
| 営業利益又は営業損失() | 31,570,153 | 50,993,135 |
| 経常利益又は経常損失() | 31,570,153 | 50,993,135 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 31,570,153 | 50,993,135 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 4,198,233 | 2,631,380 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 216,460,608 | 257,859,020 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 26,321,462 | 50,454,765 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 26,321,462 | 50,454,765 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 26,397,987 | 26,479,834 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 26,397,987 | 26,479,834 |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 243,756,003 | 330,195,706 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、中間計算期間末日の基準価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 外国為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第8期 2021年 5月12日現在 | 第9期中間計算期間 2021年11月12日現在 |
|------------------------|----------------------|----------------------------|
| 1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 | 1,085,783,140口 | 1,168,085,833口 |
| 1口当たり純資産額 | 1.2375円 | 1.2827円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (12,375円) | (12,827円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期中間計算期間(自 2020年 5月13日 至 2020年11月12日)

該当事項はありません。

第9期中間計算期間(自 2021年 5月13日 至 2021年11月12日)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第8期 2021年 5月12日現在 | 第9期中間計算期間 2021年11月12日現在 |
|----------------------------|--|--|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

| 項目 | 第8期 自 2020年 5月13日 至 2021年 5月12日 | 第9期中間計算期間 自 2021年 5月13日 至 2021年11月12日 |
|----------------|---------------------------------------|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 1,157,220,956円 | 1,085,783,140円 |
| 期中追加設定元本額 | 238,473,694円 | 193,008,777円 |
| 期中一部解約元本額 | 309,911,510円 | 110,706,084円 |

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

- () 資本金の額(2021年11月末日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2021年11月末日現在)

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|-----------|----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 68 | 758,413 |
| 単位型株式投資信託 | 4 | 14,720 |

(3)【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)の財務諸表及び当事業年度の中間会計期間(自2021年4月1日至2021年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 840,561 | 1,281,158 |
| 前払費用 | 37,716 | 24,575 |
| 未収委託者報酬 | 464,273 | 482,776 |
| 未収運用受託報酬 | 187 | 1,091 |
| その他 | 28,419 | 25,257 |
| 流動資産合計 | 1,371,157 | 1,814,859 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 10,324 | 13,748 |
| 器具備品 | 4,901 | 3,540 |
| 有形固定資産合計 | 15,226 | 17,288 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 67 | 67 |
| ソフトウェア | 4,028 | 2,626 |
| 商標権 | 1,541 | 1,352 |
| 無形固定資産合計 | 5,637 | 4,046 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 868,642 | 956,238 |
| 繰延税金資産 | 163,346 | 140,000 |
| 長期差入保証金 | 19,802 | 10,137 |
| その他 | 1,620 | 1,476 |
| 投資その他の資産合計 | 1,053,411 | 1,107,852 |
| 固定資産合計 | 1,074,275 | 1,129,187 |
| 資産合計 | 2,445,433 | 2,944,046 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 3,223 | 2,370 |
| 未払金 | 347,341 | 383,631 |
| 未払手数料 | 307,088 | 333,627 |
| その他未払金 | 40,253 | 50,003 |
| 未払法人税等 | 11,467 | 92,760 |
| 未払消費税等 | 3,617 | 19,520 |
| 流動負債合計 | 365,651 | 498,282 |
| 負債合計 | 365,651 | 498,282 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 400,200 | 400,200 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 30,012 | 30,012 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 2,014,188 | 2,310,952 |
| 利益剰余金合計 | 2,044,200 | 2,340,964 |
| 株主資本合計 | 2,444,400 | 2,741,164 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 367,962 | 295,400 |
| 繰延ヘッジ損益 | 3,343 | |
| 評価・換算差額等合計 | 364,618 | 295,400 |
| 純資産合計 | 2,079,782 | 2,445,764 |
| 負債純資産合計 | 2,445,433 | 2,944,046 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日) | 当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日) |
|-----------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 2,491,085 | 2,242,459 |
| 運用受託報酬 | 297 | 1,259 |
| その他営業収益 | 3,347 | |
| 営業収益計 | 2,494,730 | 2,243,719 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,657,656 | 1,472,682 |
| 広告宣伝費 | 16,905 | 11,011 |
| 調査費 | 29,882 | 33,280 |
| 調査費 | 29,882 | 33,280 |
| 委託計算費 | 104,181 | 109,479 |
| 営業雑経費 | 27,158 | 23,297 |
| 通信費 | 968 | 720 |
| 印刷費 | 22,101 | 19,915 |
| 協会費 | 2,681 | 2,429 |
| 諸会費 | 135 | 189 |
| その他営業雑経費 | 1,269 | 43 |
| 営業費用計 | 1,835,784 | 1,649,751 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 167,426 | 136,492 |
| 役員報酬 | 38,545 | 27,899 |
| 給料・手当 | 128,881 | 108,592 |
| 交際費 | 4 | 0 |
| 旅費交通費 | 5,879 | 341 |
| 福利厚生費 | 22,277 | 19,637 |
| 租税公課 | 9,037 | 9,743 |
| 不動産賃借料 | 18,917 | 13,750 |
| 消耗品費 | 1,338 | 810 |
| 事務委託費 | 11,177 | 13,751 |
| 退職給付費用 | 4,686 | 3,963 |
| 固定資産減価償却費 | 4,378 | 4,560 |
| 諸経費 | 15,383 | 16,387 |
| 一般管理費計 | 260,508 | 219,438 |
| 営業利益 | 398,437 | 374,528 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 5 | 6 |
| 受取配当金 | 78,813 | 51,201 |
| 雑収入 | 1,512 | 1,682 |
| 営業外収益計 | 80,331 | 52,890 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 234 | 1 |

| | | |
|--------|---------|---------|
| 営業外費用計 | 234 | 1 |
| 経常利益 | 478,534 | 427,417 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日) |
|--------------|--|--|
| 税引前当期純利益 | 478,534 | 427,417 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 109,007 | 137,856 |
| 法人税等調整額 | 38,166 | 7,202 |
| 法人税等合計 | 147,173 | 130,653 |
| 当期純利益 | 331,360 | 296,763 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------------------|-----------------|------------|----------------------|-----------------|--------------------|-----------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | その他有価 証券評価差 額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 評価・ 換算差額等 合計 | |
| | | 利益 準備金 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 30,012 | 1,682,828 | 1,712,840 | 2,113,040 | 182,559 | | 182,559 | 1,930,481 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 331,360 | 331,360 | 331,360 | | | | 331,360 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | 185,402 | 3,343 | 182,059 | 182,059 |
| 当期変動額合計 | | | 331,360 | 331,360 | 331,360 | 185,402 | 3,343 | 182,059 | 149,300 |
| 当期末残高 | 400,200 | 30,012 | 2,014,188 | 2,044,200 | 2,444,400 | 367,962 | 3,343 | 364,618 | 2,079,782 |

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------------------|-----------------|------------|----------------------|-----------------|--------------------|-----------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | その他有価 証券評価差 額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 評価・ 換算差額等 合計 | |
| | | 利益 準備金 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 30,012 | 2,014,188 | 2,044,200 | 2,444,400 | 367,962 | 3,343 | 364,618 | 2,079,782 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 296,763 | 296,763 | 296,763 | | | | 296,763 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | 72,561 | 3,343 | 69,218 | 69,218 |
| 当期変動額合計 | | | 296,763 | 296,763 | 296,763 | 72,561 | 3,343 | 69,218 | 365,982 |
| 当期末残高 | 400,200 | 30,012 | 2,310,952 | 2,340,964 | 2,741,164 | 295,400 | | 295,400 | 2,445,764 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4．重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 株価指数先物

ヘッジ対象 投資有価証券

ヘッジ方針

価格変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

| 前事業年度 (2020年3月31日) | | 当事業年度 (2021年3月31日) | |
|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 | | 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 | |
| 建物 | 2,111千円 | 建物 | 3,457千円 |
| 器具備品 | 3,312千円 | 器具備品 | 4,674千円 |
| 合計 | 5,423千円 | 合計 | 8,132千円 |

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、株価指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っており、ヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク(価格、為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|--------------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 840,561 | 840,561 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 464,273 | 464,273 | |
| (3) 未収運用受託報酬 | 187 | 187 | |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 868,642 | 868,642 | |
| 資産計 | 2,173,664 | 2,173,664 | |
| 未払金 | 347,341 | 347,341 | |
| 負債計 | 347,341 | 347,341 | |

| | | | |
|-----------------------------|-------|-------|--|
| デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの | 4,819 | 4,819 | |
| デリバティブ取引計(注) | 4,819 | 4,819 | |

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券(投資信託)は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 長期差入保証金 | 19,802 |

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

| | 1年以内 |
|----------|-----------|
| 現金及び預金 | 840,561 |
| 未収委託者報酬 | 464,273 |
| 未収運用受託報酬 | 187 |
| 合計 | 1,305,021 |

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|--------------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 1,281,158 | 1,281,158 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 482,776 | 482,776 | |
| (3) 未収運用受託報酬 | 1,091 | 1,091 | |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 956,238 | 956,238 | |
| 資産計 | 2,721,264 | 2,721,264 | |
| 未払金 | 383,631 | 383,631 | |
| 負債計 | 383,631 | 383,631 | |

| | | | |
|----------------------------------|-----|-----|--|
| デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていない もの | 350 | 350 | |
| デリバティブ取引計(注) | 350 | 350 | |

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券(投資信託)は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 長期差入保証金 | 10,137 |

長期差入保証金については、期限の定めが無いいため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 |
|----------|-----------|
| 現金及び預金 | 1,281,158 |
| 未収委託者報酬 | 482,776 |
| 未収運用受託報酬 | 1,091 |
| 合計 | 1,765,026 |

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

1. その他有価証券

(単位:千円)

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|--------|----------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | | | |
| | 小計 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | 868,642 | 1,399,000 | 530,357 |
| | 小計 | 868,642 | 1,399,000 | 530,357 |
| 合計 | | 868,642 | 1,399,000 | 530,357 |

2. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|--------|---------|---------|
| (1)株式 | | | |
| (2)債券 | | | |
| (3)その他 | 11,154 | 1,154 | |
| 合計 | 11,154 | 1,154 | |

当事業年度(2021年3月31日)

1. その他有価証券

(単位:千円)

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|--------|----------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | 1,394 | 1,000 | 394 |
| | 小計 | 1,394 | 1,000 | 394 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | 954,843 | 1,381,010 | 426,166 |
| | 小計 | 954,843 | 1,381,010 | 426,166 |
| 合計 | | 956,238 | 1,382,010 | 425,771 |

2. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|--------|---------|---------|
| (1)株式 | | | |
| (2)債券 | | | |
| (3)その他 | 15,865 | 794 | |
| 合計 | 15,865 | 794 | |

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2020年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (千円) | 契約額等のうち 1年超(千円) | 時価 (千円) |
|----------|----------------|---------|--------------|--------------------|------------|
| 原則的処理方法 | 株価指数先物取引 買建 | 投資有価証券 | 10,000 | | 4,819 |
| 合計 | | | 10,000 | | 4,819 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

当事業年度(2021年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (千円) | 契約額等のうち 1年超(千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
|------|--------------|--------------|--------------------|------------|--------------|
| 市場取引 | 指数先物取引 買建 | 7,910 | | 350 | 350 |
| 合計 | | 7,910 | | 350 | 350 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)4,686千円、当事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)3,963千円であります。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-------|-------|-------|-----|---------|-----|--------------|---------|-----|-----|----------|---------|--------|-----|----------|---------|--------|--|---------|-------|----------|-------|-----------|---------|---|--------|--|-------|-------|-------|-------|---------|-------|--------------|---------|-----|-------|----------|---------|--------|--|----------|---------|--------|--|--------------|-----|----------|-----|-----------|---------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">886</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">866</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">162,395</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">673</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">165,260</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">438</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">164,822</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">1,475</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">1,475</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">163,346</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 電話加入権 | 438千円 | 未払事業税 | 886 | その他未払税金 | 866 | その他有価証券評価差額金 | 162,395 | その他 | 673 | 繰延税金資産小計 | 165,260 | 評価性引当額 | 438 | 繰延税金資産合計 | 164,822 | 繰延税金負債 | | 繰延ヘッジ損益 | 1,475 | 繰延税金負債合計 | 1,475 | 繰延税金資産の純額 | 163,346 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">3,830</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">1,424</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">130,492</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,936</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">140,121</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">140,121</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">120</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">120</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">140,000</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 電話加入権 | 438千円 | 未払事業税 | 3,830 | その他未払税金 | 1,424 | その他有価証券評価差額金 | 130,492 | その他 | 3,936 | 繰延税金資産小計 | 140,121 | 評価性引当額 | | 繰延税金資産合計 | 140,121 | 繰延税金負債 | | その他有価証券評価差額金 | 120 | 繰延税金負債合計 | 120 | 繰延税金資産の純額 | 140,000 |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話加入権 | 438千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 886 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他未払税金 | 866 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 162,395 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 673 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 165,260 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 438 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 164,822 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延ヘッジ損益 | 1,475 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 1,475 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 163,346 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話加入権 | 438千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 3,830 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他未払税金 | 1,424 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 130,492 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 3,936 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 140,121 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 140,121 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 120 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 120 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 140,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p> | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(セグメント情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|------------------------------------|---------|
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリパイプ (年2回決算型) | 633,842 |

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|------------------------------------|---------|
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリパイプ (年2回決算型) | 517,208 |

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-------------------------|----------------|-------|-----------------------|---------------|-------------------------------|-----------|---------------|------------------|-----|------------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 証券業 | | 販売委託・販促 | 販売委託 支払手数料 | 586,867 | 未払金 | 117,336 |
| | | | | | | | 広告宣伝 費 | 160 | | |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所ジャスダック市場に上場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-------------------------|----------------|-------|-----------------------|---------------|-------------------------------|-----------|---------------|------------------|-----|------------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 証券業 | | 販売委託 | 販売委託 支払手数料 | 533,728 | 未払金 | 148,196 |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日 | 当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 |
|------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 56,824円65銭 | 66,824円16銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 9,053円55銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 8,108円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日 | 当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 当期純利益(千円) | 331,360 | 296,763 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 331,360 | 296,763 |
| 期中平均株式数(株) | 36,600 | 36,600 |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年3月17日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社であるSBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2021年5月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称

存続会社：当社

消滅会社：SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社

(2) 企業結合日

2021年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (2021年9月30日) |
|------------|-------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金・預金 | 369,937 |
| 前払費用 | 20,492 |
| 未収委託者報酬 | 590,029 |
| 未収運用受託報酬 | 3,165 |
| その他 | 23,674 |
| 流動資産合計 | 1,007,300 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 112,991 |
| 器具備品 | 13,019 |
| 有形固定資産合計 | 16,011 |
| 無形固定資産 | |
| 商標権 | 1,339 |
| ソフトウェア | 1,967 |
| その他 | 67 |
| 無形固定資産合計 | 3,373 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 1,054,599 |
| 関係会社株式 | 22,031 |
| 繰延税金資産 | 170,958 |
| その他 | 11,541 |
| 投資その他の資産合計 | 1,259,131 |
| 固定資産合計 | 1,278,516 |
| 資産合計 | 2,285,816 |

(単位：千円)

当中間会計期間

(2021年9月30日)

| | |
|--------------|-----------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 330 |
| 未払金 | 403,399 |
| 未払手数料 | 348,051 |
| その他未払金 | 55,347 |
| 未払法人税等 | 83,232 |
| 未払消費税等 | 218,274 |
| 流動負債合計 | 505,237 |
| 負債合計 | 505,237 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 400,200 |
| 資本剰余金 | |
| その他資本剰余金 | 50,000 |
| 資本剰余金合計 | 50,000 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 100,050 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 1,591,390 |
| 利益剰余金合計 | 1,691,440 |
| 株主資本合計 | 2,141,640 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 361,060 |
| 評価・換算差額等合計 | 361,060 |
| 純資産合計 | 1,780,579 |
| 負債純資産合計 | 2,285,816 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日) |
|-----------|---|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 1,231,526 |
| 運用受託報酬 | 3,912 |
| 営業収益計 | 1,235,438 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 784,652 |
| 広告宣伝費 | 5,230 |
| 調査費 | 22,299 |
| 委託計算費 | 67,435 |
| 営業雑経費 | 12,600 |
| 通信費 | 370 |
| 印刷費 | 10,830 |
| 協会費 | 1,266 |
| 諸会費 | 131 |
| 営業費用計 | 892,218 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | 60,548 |
| 役員報酬 | 12,143 |
| 給料・手当 | 48,254 |
| 賞与 | 150 |
| 福利厚生費 | 8,979 |
| 寄付金 | 4,397 |
| 旅費交通費 | 58 |
| 租税公課 | 5,214 |
| 不動産賃料 | 5,101 |
| 退職給付費用 | 1,460 |
| 固定資産減価償却費 | 3,148 |
| 消耗品費 | 350 |
| 事務委託費 | 4,990 |
| 諸経費 | 6,830 |
| 一般管理費計 | 101,080 |
| 営業利益 | 242,139 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 2 |
| 受取配当金 | 24,180 |
| その他 | 297 |
| 営業外収益計 | 24,479 |
| 営業外費用 | |
| 雑損失 | 36 |
| 営業外費用計 | 36 |
| 経常利益 | 266,582 |

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2021年 4月 1日
至 2021年 9月 30日)

| | |
|--------------|---------|
| 税引前中間純利益 | 266,582 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 83,150 |
| 法人税等調整額 | 1,428 |
| 法人税等合計 | 81,721 |
| 中間純利益 | 184,860 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月 30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------------|---------|----------|---------|---------|---------------------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 400,200 | | | 30,012 | 2,310,952 | 2,340,964 | 2,741,164 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 合併による増加 | | 50,000 | 50,000 | | 256,295 | 256,295 | 306,295 |
| 準備金の積立 | | | | 70,038 | 70,038 | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 1,090,680 | 1,090,680 | 1,090,680 |
| 中間純利益 | | | | | 184,860 | 184,860 | 184,860 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | 50,000 | 50,000 | 70,038 | 719,562 | 649,524 | 599,524 |
| 当中間期末残高 | 400,200 | 50,000 | 50,000 | 100,050 | 1,591,390 | 1,691,440 | 2,141,640 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|----------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 295,400 | 295,400 | 2,445,764 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 合併による増加 | | | 306,295 |
| 準備金の積立 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 1,090,680 |
| 中間純利益 | | | 184,860 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 65,660 | 65,660 | 65,660 |
| 当中間期変動額合計 | 65,660 | 65,660 | 665,184 |
| 当中間期末残高 | 361,060 | 361,060 | 1,780,579 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8 - 15年、器具備品が3 - 15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

| | |
|--------|---|
| 委託者報酬 | 投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。 |
| 運用受託報酬 | 投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。 |

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

(表示方法の変更)

(中間貸借対照表)

前中間会計期間において、区分掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」は、当中間会計期間において金額的重要性が乏しいため「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前中間会計期間において、区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」は、当中間会計期間において金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (2021年9月30日) |
|------|-------------------------|
| 建物 | 4,214千円 |
| 器具備品 | 5,194千円 |

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額

| | 当中間会計期間 | |
|--------|-------------------------------|--|
| | (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) | |
| 有形固定資産 | 1,277千円 | |
| 無形固定資産 | 1,871千円 | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数(株) | 増加株式数 | 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------|-------|--------------------|
| 普通株式 | 36,600 | | | 36,600 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年8月25日 株主総会 | 普通株式 | 1,090,680 | 29,800 | 2021年8月25日 | 2021年8月26日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間(2021年9月30日)

| | 中間貸借対照表 計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|------------------------|------------|------------|
| 投資有価証券 | 1,054,599 | 1,054,599 | |
| 資産計 | 1,054,599 | 1,054,599 | |
| デリバティブ取引(*3) | 296 | 296 | |

(*1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 (千円) |
|-----------------|--------------------|
| 関係会社株式 子会社株式 | 22,031 |

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(*4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|--------------------|--------|------|------|-----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| デリバティブ取引 指数先物関連 | | 296 | | 296 |
| 資産計 | | 296 | | 296 |

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)投資信託（中間貸借対照表計上額 1,054,599千円）に関する事項については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置」（令和2年3月6日内閣府令第9号）に基づき、記載を省略しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 （千円） |
|-------|--------------------|
| 子会社株式 | 22,031 |

2. その他有価証券

当中間会計期間（2021年9月30日）

| 区分 | | 中間貸借対照表 計上額（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|----------------------------|--------|--------------------|-----------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | 2,064 | 1,500 | 564 |
| | 小計 | 2,064 | 1,500 | 564 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| | (3)その他 | 1,052,535 | 1,573,510 | 520,974 |
| | 小計 | 1,052,535 | 1,573,510 | 520,974 |
| 合計 | | 1,054,599 | 1,575,010 | 520,410 |

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2021年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (千円) | 契約額等のうち1年超 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
|------|--------------|--------------|--------------------|------------|--------------|
| 市場取引 | 指数先物取引 買建 | 11,214 | | 296 | 296 |
| 合計 | | 11,214 | | 296 | 296 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2021年3月17日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社であるSBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2021年5月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称

存続会社：当社

消滅会社：SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社

(2) 企業結合日

2021年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|------------------------------------|---------|------------|
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型) | 192,420 | 投資運用業 |

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項 目 | 当中間会計期間 (2021年9月30日) |
|-------------------------------------|-------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 48,649円72銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 1,780,579 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | |
| 普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円) | 1,780,579 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(株) | 36,600 |

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項 目 | 当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) |
|--------------------|--|
| 1株当たり中間純利益金額 | 5,050円83銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 184,860 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 184,860 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 36,600 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月2日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 木村尚子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 郷右近隆也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月25日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木村尚子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

郷右近 隆也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月17日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 ナカチ
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高村 俊行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 家 富 義 則
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているEXE-i 先進国債券ファンドの2021年5月13日から2021年11月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、EXE-i 先進国債券ファンドの2021年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年5月13日から2021年11月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。